

応用地質 公的研究費不正防止対策基本方針

応用地質は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、不正防止対策の基本方針を以下のとおり策定し、公的研究費等を適正に管理・運営するための取組を行います。なお、本基本方針における公的研究費とは、各府省庁、各府省庁が所管する独立行政法人、および地方公共団体等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等を指します。

1. 法令、指針、ガイドラインの遵守

公的研究費等の不正使用防止に関する法令、国および研究費の配分機関等の定める方針、ガイドライン等を遵守します。

2. 責任体制の明確化

公的研究費等を適正に管理・運営するために、責任体制を以下のように定めます。

最高管理責任者：代表取締役社長

統括管理責任者：経営企画本部長

コンプライアンス推進責任者：人事企画部長、研究開発センター長

3. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

応用地質における不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境整備を行い、公的研究費等の不正使用を防止する観点から、以下の取組を行います。

(1) 不正防止計画を策定し、啓発活動を行う。

(2) コンプライアンス教育の徹底により、研究開発従事者の意識向上を図る。

4. 各種規程、運用ルールの整備

公的研究費等の不正使用防止に関する規程、運用ルールは最新の法令、指針、ガイドラインに沿って随時見直すとともに、その内容を社内へ周知します。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の不正使用等および研究不正行為等に関する社内外からの通報に対応するため、通報窓口および相談窓口を設置しホームページにおいて掲示します。

6. モニタリングの在り方

公的研究費等の適正な運営・管理が行われていることを確認するため内部監査を実施し、実効性のあるモニタリング体制を整備します。

制定日：2021年9月1日

改定日：2023年3月24日